

東部一般廃棄物最終処分場が利用できます

東部一般廃棄物最終処分場の完成に伴い、平成24年5月1日より同施設での受け入れを開始します。

また、小松一般廃棄物最終処分場につきましては、埋立許可容量に達することから平成24年6月29日から受け入れができなくなりますのでご注意ください。

完成した東部一般廃棄物最終処分場



地図 住所：西条市船屋甲1番地1



搬入できるもの

陶磁器類、衛生陶器、火鉢、瓦、ブロック、レンガ、コンクリートくず等



搬入できないもの

クリーンセンターで処理ができるもの、産業廃棄物（業者に依頼したもの）、危険物、処理困難物、木材、建築廃材



搬入手続き

■申請場所

- 市庁舎別館環境衛生課 廃棄物対策係
- 各総合支所市民福祉課 生活環境係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

■搬入方法

最終処分場で受付後、係員の指示に従ってください。

■搬入可能日時

毎週火・木・日曜日

9時～16時30分

※8月15日・16日、12月31日～1月3日を除く

■搬入制限

1世帯：年間6トンまで

処理手数料

■0.5トンまで 200円

■0.5トンから1トンまで 500円

■1トンから1トン増すごとに 500円追加

※1トン未満の端数は、1トンとみなします。

※手数料は処分場で直接、お支払いいただきます。

問合せ

- 市庁舎別館環境衛生課 廃棄物対策係 TEL0897-52-1338
- 各総合支所市民福祉課 生活環境係（東予）、市民福祉係（丹原・小松）

雑がみの資源回収にご協力をお願いします

皆さんは、お菓子の紙箱やティッシュ箱、紙袋、包装紙、ノートなどの「雑がみ」を、もえるごみとして出していないですか？ これらは「資源ごみ」として、雑誌類と一緒にまとめて出すことができます。雑誌類と一緒にひもで縛って出してください。

捨てればごみ、分ければ資源です。ごみの減量及び資源の有効利用のため、ご協力をお願いします。

雑がみで出せるもの

- お菓子の紙箱、紙袋、包装紙、紙パック
- ティッシュの箱（ビニールは取る）
- トイレットペーパー・ラップ等の芯
- カレンダー、ノート、パンフレット、封筒、はがき



雑がみで出せないもの

- においがついたもの（線香・石けん等の箱）
- 汚れがついたもの（使用済みティッシュ等）
- 防水加工されているもの（紙コップ・アイスクリームのカップ等）
- ビニールコーティングされたもの
- 写真、写真印刷用のプリント用紙
- 感熱紙（ファックス用紙、レシート等）
- カーボン紙（宅配便の複写伝票等）



問合せ

市庁舎別館環境衛生課

廃棄物対策係 TEL0897-52-1338

環境計画係 TEL0897-52-1221